

福島市立もりあい認定こども園

こども**誰**でも通園制度

こども誰でも通園制度とは

すべてのこどもの育ちを応援するとともに、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子育て家庭を支えることを目的とした制度です。

概要

利用時間

月曜日～金曜日 9時～17時

土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く

利用期間

1人あたり 月10時間以内

予約は1時間からできます（以降30分単位）

対象児童

① 0歳6か月～満3歳未満の児童

3歳の誕生日の前々日まで利用可能

② 下記の施設に通園していない児童

認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設）、企業主導型保育施設、幼稚園

※医療的ケアが必要なお子さんは、ご利用できません。

利用定員

7名

0歳児2名、1歳児2名、2歳児3名

利用料金

1時間以内 300円

1時間を超える利用は30分につき150円

※生活保護を受給している世帯は、1時間につき300円減額します

※市町村民税所得割額の合算額が7万7,101円未満の世帯、市町村が支援を必要と認めた世帯は、1時間につき200円減額します

食事

11時～12時の利用で、昼食を提供します

15時～16時の利用で、おやつを提供します

1食
290円

1食
60円

利用の流れ

STEP
1

利用登録

福島市にお住まいの方は、オンライン又は幼保企画課（市役所3階）の窓口で、**認定申請書**を提出します。審査後、**認定証**を交付します。

STEP
2

事前面談

「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」により、**事前面談**の申し込みを行います。面談には、お子さんとご一緒に施設へお越しください。

STEP
3

利用予約

「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」により、**利用予約**を行います。施設が予約の承認をすることで、利用予約が完了します。

STEP
4

通園

利用の開始・終了時には、2次元コードを読み取り、登降園時間を管理します。

STEP
5

利用料金の
支払い

降園時に当日の**利用料金**を支払います。

- 支払方法
- ・ 現金
- ・ キャッシュレス決済

利用登録について詳しくはこちらから→

利用にあたっての注意点

親子通園の実施

お子さんが園に慣れるまでは、保護者の方と一緒に来園していただく「**親子通園**」を行います。

利用の中止

次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止します。

- ① 児童が誰でも通園制度の対象に該当しなくなったとき。
- ② 利用料等の滞納が数回続く等、その他市長が利用を終了することが適当と認めるとき。

キャンセルポリシー

原則として、こども誰でも通園制度総合支援システムでキャンセルを行っていただきます。※当日キャンセルする場合は、利用開始時間までにシステムよりキャンセルし、施設へ電話連絡を行ってください。利用者都合による当日キャンセルは、予約した時間分が利用時間として扱われます。